

平成31年度分

通所型サービスB地域支え合い型補助金 地域介護予防活動支援事業(げんきスポット)補助金 の手引き

「通所型サービスB地域支え合い型補助金」、「地域介護予防活動支援事業（げんきスポット）補助金」は、地域のボランティアグループなどが実施する「高齢者の通いの場」となる活動を資金的に支援する制度です。

◆通所型サービスB地域支え合い型事業とは

- ・通所型サービス（高齢者の通いの場）で、高齢者のうち要支援認定者と基本チェックリスト該当者（事業対象者）を対象とした介護予防活動です。

◆地域介護予防活動支援事業（げんきスポット）とは

- ・半田市内に住所を有する高齢者（65歳以上）すべてを対象とした介護予防につながる「通いの場」です。

◆補助対象となる団体

次の条件をすべて満たしている団体です。

- ・高齢者の介護予防のための活動を実施し、又は実施する計画があること。
- ・構成員（運営スタッフ）が2人以上であること。
- ・営利活動、政治活動又は宗教活動を目的としたものでないこと。
- ・市内において事業を実施すること。
- ・事業を6か月以上継続して実施し、又は実施する体制が整備されていること。
- ・団体の活動を地域に広める取組を行い、又は行う計画があること。
- ・団体の活動への参加希望を広く受け入れること。
- ・利用高齢者の身体状況を把握し、市及び関係機関と連携すること。

☞補助対象団体の情報（活動日時・場所・内容など）については、今後、はんだ市報やホームページ等で公開することを予定しています。

◆補助対象となる活動

- ・地域住民主体の趣味活動、交流、会食、体操、運動等の高齢者のための自主的な通いの場を定期的に提供する活動であること。
- ・毎月2回以上開催し、1回あたりの実施時間が1時間以上であること。

平成31年度分

◆補助金の種類と内容

▶通所型サービスB地域支え合い型補助金

(半田市介護予防・生活支援サービス事業実施要綱 別表第4)

種 類	内 容	条件・補助限度額	
通所型サービスB地域支え合い型補助金	運営費補助	<p>活動の運営に必要な経費 (★)に対する補助 p.3「★対象となる経費」 を参照</p>	<p><月2回開催> 1回あたりの平均実利用者*1が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5人以上15人未満 月額4,000円(上限) ・15人以上25人未満 月額6,000円(上限) ・25人以上 月額8,000円(上限) <p><月4回開催></p> <ul style="list-style-type: none"> ・5人以上15人未満 月額8,000円(上限) ・15人以上25人未満 月額12,000円(上限) ・25人以上 月額16,000円(上限)
	立ち上げ支援補助	活動を新たに開始するために必要な経費に対する補助	<p>新たに活動を開始する場合、初年度のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1団体 年間30,000円(上限)
	講師謝金補助	高齢者の介護予防を目的とした研修会等を開催する場合に必要な講師謝金に対する補助	<ul style="list-style-type: none"> ・1団体 年間10,000円(上限)
	施設利用補助	活動の実施にあたり、半田市内に所在する施設を利用する場合に必要な施設利用料に対する補助	<ul style="list-style-type: none"> ・1団体 年間36,000円(上限)

利用者*1: 要支援1・2及び基本チェックリスト該当者(事業対象者)のことで。

平成31年度分

▶地域介護予防活動支援事業（げんきスポット）補助金

（半田市地域介護予防活動支援事業補助金交付要綱 別表第2）

種 類	内 容	条件・補助限度額	
地域介護予防活動支援事業（げんきスポット）補助金	運営費補助	活動の運営に必要な経費（★）に対する補助 下記「★対象となる経費」を参照	1か月あたりの利用高齢者数（延べ人数）が ・20人以上60人未満 月額2,000円(上限) ・60人以上100人未満 月額3,000円(上限) ・100人以上 月額4,000円(上限)
	立ち上げ支援補助	活動を新たに開始するために必要な経費に対する補助	新たに活動を開始する場合、初年度のみ ・1団体 年間30,000円（上限）
	講師謝金補助	高齢者の介護予防を目的とした研修会等を開催する場合に必要な講師謝金に対する補助	・1団体 年間10,000円（上限）
	施設利用補助	活動の実施にあたり、半田市内に所在する施設を利用する場合に必要な施設利用料に対する補助	・1団体 年間36,000円（上限）

★運営費補助の対象となる経費

（通所型サービスB、げんきスポット共通）p.5～6補助金Q&Aも参照ください

対象経費	内容
需用費	消耗品費、食糧費（飲酒及び親睦に要する費用を除く）、印刷製本費、修繕料、光熱水費等
役務費	郵便料、保険料、手数料、通信運搬費等
使用料及び賃借料	車両借上・リース料、機器借上・リース料等、ソフトウェア使用料、通行料、映像使用料等
備品購入費	対象事業に必要不可欠なものに限る。
その他	上記以外の経費で市長が適当と認めるもの

- ☞年度末の実績報告のときに、領収書（レシート）の写しをご提出いただきますので、きちんと保管しておいてください。
- ☞明らかに事業に不要であると判断できるものについては、補助対象外です。
- ☞運営費補助の対象となるかどうか判断に迷うものがありましたら、事前に半田市高齢介護課までお問い合わせください。

平成31年度分

◆補助金申請様式をパソコンで作成する場合

半田市ホームページで補助金申請様式のデータを公開していますので、ご利用ください。

<http://www.city.handa.lg.jp/kaigo/sougoujigyou/hojokin.html>

ホーム > 健康・福祉 > 介護保険 > 通所型サービスB地域支え合い型事業、地域介護予防活動支援事業（げんきスポット）補助金の手続き等について←このように進むとたどり着きます。

◆年度末の実績報告に向けた準備について

実績報告のときに、参加者名簿、領収書（レシート）の写しをご提出いただきますので、作成および保管をお願いします。

◆お問い合わせ

半田市福祉部高齢介護課

〒475-8666 半田市東洋町2丁目1番地

TEL：0569-84-0644

FAX：0569-25-2062

E-mail：kaigo@city.handa.lg.jp

通所型サービスB・地域介護予防活動支援事業(げんきスポット)補助金Q&A

H31.1 半田市高齢介護課

Q1	公民館のエアコン使用料は領収書が出ないが、補助対象となるのか。	A1	エアコン使用料は施設利用補助として申請することができます。領収書は可能であれば、添付してください。領収書が出ない場合は、各団体でいつ、どれだけ使用したか記録しておくようにしてください。 ※年間36,000円(上限)が補助対象。
Q2	食糧費は、どのような取扱いか。	A2	<u>食べ物は、補助の対象外です。</u> ※調理実習(お菓子作りなど)にかかる材料費は補助の対象になります。 <u>飲み物は、補助の対象となります。</u> 【対象例】 ペットボトルのお茶、茶葉、コーヒー、ジュースなど ※コーヒー等に入れる砂糖、フレッシュは可。 ※酒類や高額な飲み物は対象外。
Q3	講師謝金補助は、どのような取扱いか。	A3	団体の会員やスタッフ向けに開催する研修会や講座の講師への謝礼金を補助するものです。 半田市健康づくり連絡協議会のリーダーへの謝礼金についても講師謝金補助の対象となります。 ※年間10,000円(上限)が補助対象。
Q4	団体の運営者(ボランティアなど)は、参加者数(利用者数)にカウントしてよいか。	A4	運営者として活動することも介護予防につながるため、対象者に該当する運営者については参加者数(利用者数)としてカウントすることができます。 <対象者> ・通所B: 要支援1・2及び事業対象者(基本チェックリスト該当者) ・げんきスポット: 半田市内に住所を有する65歳以上の方
Q5	他の機関からも補助金をもらうことを予定しているが、他の補助金をもらっていても申請することは可能か。	A5	通所型サービスB補助金、げんきスポット補助金については、他の補助金をもらっていても申請できます。ただし、他の補助金との合計金額が補助対象経費を超えることはできません。 ※老人クラブ助成金の対象となっている団体は、申請できません。 ※他の機関が交付している補助金の中には、重複ができない規定となっているものもありますので、ご確認をお願いします。
Q6	保険料は補助の対象となるか。	A6	団体として活動するうえで必要な保険料については、運営費補助の対象となります。
Q7	繰越金(予備費)はどのような取扱いか。	A7	収支予算書や収支決算書に繰越金(予備費)を計上していただいても大丈夫ですが、補助対象にはなりません。
Q8	補助金の振込口座の名義はどうしたらよいか。	A8	団体名義もしくは代表者名義の振込口座をご準備ください。
Q9	複数のげんきスポットに通う人は、どのようにカウントしたらよいか。	A9	複数のげんきスポットに通う人は、それぞれの団体が参加者としてカウントしていただいても大丈夫です。
Q10	参加者名簿の必須項目は何か。	A10	【通所B】 氏名、生年月日(年齢)、区分(要支援1・2、事業対象者、認定なし) 【げんきスポット】 氏名、生年月日(年齢)、住所地(半田市在住かどうか確認できれば、町名・番地の記載は不要です。)
Q11	団体が所管する部屋でサロンをしている場合の会場利用料やエアコン代は施設利用補助の対象となるか。	A11	施設利用補助の対象になりません。

H31げんきスポット用

Q12	発表会で市外に行くときの交通費は、補助の対象となるか。	A12	参加者の活動発表のため、市外に行くときの交通費は対象になりません。運営スタッフの研修として、市外に視察に行く場合は対象となります。
Q13	個人で所有しているパソコンを使って、印刷物を作成した場合のインク代や紙代は補助の対象となるか。	A13	運営費補助の対象となります。
Q14	半田市健康づくり連絡協議会に加入するための会費は、補助の対象となるか。	A14	補助の対象になりません。
Q15	団体主催で開催する大会(囲碁・将棋大会など)での賞品は、補助の対象となるか。	A15	運営費補助の対象となります。 <例>賞状、額縁、賞品(トロフィー、日用品等) ※高額な賞品は対象外。 ※商品券や図書券などの金券類は対象外。

※補助の対象となるかどうか判断に迷うものがありましたら、事前に半田市高齢介護課にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】
 半田市高齢介護課
 TEL: 0569-84-0644(直通)
 E-mail: kaigo@city.handa.lg.jp

事業者登録

←平成31年度から新規登録する団体は、ここから

- <提出する書類>①地域介護予防活動事業(げんきスポット)登録申請書
- ②スタッフ名簿、③活動内容の分かる資料

事業採択申請・補助金交付申請

←平成30年度から継続の団体は、ここから

<提出する書類>

平成31年2月28日(木)まで

- ④半田市地域介護予防活動支援事業採択申請書(様式第1号)
- ⑤事業計画書及び収支予算書(様式第1号の別紙1) ⑥スタッフ名簿
- ⑦半田市地域介護予防活動支援事業補助金交付申請書(様式第4号)

半田市から事業採択決定通知書(様式第2号)、補助金交付決定通知書(様式第5号)が届く

補助金の概算払いを希望する場合

補助金の概算払いを希望しない場合

<提出する書類>

随時

- ⑧半田市地域介護予防活動支援事業補助金(精算・概算払)請求書(様式第12号)

半田市から概算払いで補助金を受領

実績報告

<提出する書類>

平成32年4月3日(金)〆切予定

- ⑨半田市地域介護予防活動支援事業補助金実績報告書(様式第10号)
- ⑩事業実績書 ⑪収支決算書
- ⑫参加者名簿 ⑬領収書(レシート)の写し

半田市から補助金確定通知書(様式第11号)が届く

補助金の精算

<提出する書類>

- ⑭半田市地域介護予防活動支援事業補助金(精算・概算払)請求書(様式第12号)

※概算払いの金額よりも確定額のほうが高い場合、差額を追加で支払います。
 ⑭半田市地域介護予防活動支援事業補助金(精算・概算払)請求書(様式第12号)を提出してください。

※概算払いの金額よりも確定額のほうが低い場合、差額を返還していただきます。
 (半田市が送付する納付書で返還していただきます。)

半田市から確定額の補助金を受領

平成31年度から新規で登録する
団体のみ提出が必要な書類です。

地域介護予防活動事業(げんきスポット)登録申請書

平成31年2月28日

団体名	フリガナ	ハンダゲンキクラブ								
	名称	はんだげんきクラブ								
	所在地 (会場の場所)	(郵便番号 475-●●●●) 半田市東洋町二丁目1番地 はんだ公民館								
	連絡先	電話番号	0569-21-●●●●			FAX 番号	0569-21-▲▲▲▲			
代表者	フリガナ	ハンダ ゴンキチ				住所	(郵便番号 475-●●●●)			
	氏名	半田 ごん吉					半田市東洋町二丁目●番地			
	生年月日	昭和■年■月■日								
活動内容等	定員	30人								
	開催日	日	月	火	水	木	金	土	祝	その他年間の休日
						○				お盆、年末年始
	開催時間	平日	9:00 ~ 12:00		土曜			日曜・祝日		
		備考	第1・3木曜日							
参加費 (自己負担額)	1回200円									
通常の事業 実施地域	①亀崎地区	②乙川地区	③半田地区		④成岩地区	⑤青山地区	⑥市内全域			
	備考									
添付書類	スタッフ名簿、活動内容の分かるもの									

備考

1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別

い。

添付書類(スタッフ名簿、活動内容の分かるもの)の様式は自由です。

平成31年度分

様式第1号（第8条関係）

半田市地域介護予防活動事業採択申請書

半 田 市 長 殿

事業採択申請書の日付

平成31年2月28日

「平成31年2月28日」

代表者の住所・電話番号をご記入ください。

(住所) 半田市東洋町二丁目●番地

(団体名) はんだげんきクラブ

(代表者名) 半田 こん吉

印

(電話番号) 0569-21-●●●●

半田市地域介護予防活動事業の採択を受けたいので、半田市地域介護予防活動支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 事業名称 はんだげんき会

2 事業期間 平成31年4月1日 から 平成32年3月31日まで

3 交付申請予定額 金63,800円

内訳	運営費補助	24,000円
	立ち上げ支援補助	30,000円
	講師謝金補助	5,000円
	施設利用補助	4,800円

添付書類

- (1) 事業計画書（別紙1）
- (2) 収支予算書（別紙2）
- (3) その他市長が必要と認める書類

平成31年4月1日以降に、新たに団体を立ち上げ、事業を開始する場合に申請できます。

「地域介護予防活動支援事業(げんきスポット)補助金」(半田市地域介護予防活動支援事業補助金交付要綱の別表第2)の補助額を参考に算定してください。

この記入例の場合は、

1か月当たりの利用高齢者数が述べ40人なので、運営費補助は月額2,000円です。

1年間事業を実施するので、

2,000円×12か月=24,000円(上限)となります。

また、講師を招き、年1回、健康講座を開催するため、5,000円の講師謝金補助を申請しています。はんだ公民館(室料減免+空調費200円)を年間24回利用するため、施設利用補助も併せて申請しています。

事業計画書

事業名称	はんだげんき会	
実施団体	はんだげんきクラブ	
事業内容	開催日	第1・3木曜日 9:00~12:00
	実施場所	半田市東洋町二丁目1番地 はんだ公民館
	内容	健康体操、脳トレ、茶話会、手芸、各種講座を実施する。
	参加見込人数	1か月当たりの利用高齢者数 延べ40人
備考		

**1か月当たりの利用高齢者数
(延べ人数)の見込みを記入
してください。**

**※利用高齢者は、半田市内
に住所を有する65歳以上の
参加者を数えてください。**

収支予算書

収入

(単位:円)

科目	金額	内訳
半田市地域介護予防活動支援事業補助金	63,800円	24,000円(運営費補助) 30,000円(立ち上げ支援補助) 5,000円(講師謝金)、4,800円(施設利用)
クラブ参加費	48,000円	100円×20人×24回
計	111,800円	

支出

(単位:円)

科目	金額	内訳
消耗品費		
	10,000円	コーヒーカップ 7500円(税込)×20個
	10,000円	皿 500円(税込)×20枚
	30,000円	数字盤 3,000円(税込)×10個
	10,000円	バランスボール 1,000円(税込)×10個
	4,000円	ストップウォッチ 2,000円(税込)×2個
	7,000円	カセットデッキ 7,000円(税込)×1個
	1,000円	コピー用紙 1,000円(税込)×1箱
	6,000円	インクカートリッジ 6,000円(税込)×1個
	2,000円	油性マジックセット 1,000円(税込)×2組
	2,000円	折り紙 200円(税込)×10組
	18,000円	親睦会お弁当代 900円×20個 ※
	2,000円	お茶菓子一式 2,000円(税込) ※
	5,000円	健康講座講師 5,000円×1回
	4,800円	はんだ公民館利用料(室料+空調費) 200円×24回
食糧費		
講師謝金		
施設利用料		
計	111,800円	

運営費補助、立ち上げ支援補助対象経費
合計**82,000円**

収入の合計と支出の合計を一致させてください。

食糧費

講師謝金
施設利用料

講師謝金補助、施設利用補助の対象となります。

※親睦に要する食糧費なので、補助対象外です。

この例の場合、運営費補助、立ち上げ支援補助対象経費合計が**82,000円**で、補助上限(年間**54,000円**)を超えているので、**54,000円**が補助対象となります。

※記入欄が不足するときは、別紙を添付してください。

平成31年度分

様式第4号（第10条関係）

半田市地域介護予防活動支援事業補助金交付申請書

補助金交付申請書の日付
「平成31年4月1日」

平成31年4月1日

半田市長 殿

(住所) 半田市東洋町二丁目●番地

(団体名) はんだけんきクラブ

(代表者名) 半田 こん吉

印

(電話番号) 0569-21-●●●●

半田市地域介護予防活動支援事業補助金の交付を受けたいので、半田市地域介護予防活動支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 事業名称 はんだけんき会

2 事業期間 平成31年4月1日 から 平成32年3月31日 まで

3 交付申請額 金63,800円

内訳	運営費補助	<u>24,000円</u>
	立ち上げ支援補助	<u>30,000円</u>
	講師謝金補助	<u>5,000円</u>
	施設利用補助	<u>4,800円</u>

事業採択申請書(様式第1号)に記載した金額と同じ額をご記入ください。

■げんきスポット参加者名簿 作成例

- ・名簿の必須項目→**氏名**、**生年月日(年齢)**、**住所地** (半田市在住かどうか確認できれば、町名・番地の記載は不要です。)

半田市地域介護予防活動支援事業(げんきスポット) 参加者名簿													団体名 (はんだげんきクラブ)			
	氏名	生年月日	住所	4/6	4/20	5/4	5/18	/	/	/	/	/	/	/	/	/
1	半田 一朗	昭和19年12月25日	半田市内・市外	○	○	○	×									
2	青山 恭子	昭和11年4月19日	半田市内・市外	×	○	○	○									
3	武 豊 ※	昭和23年1月8日	半田市内 市外	○	○	○	○									
4			半田市内・市外													
5			半田市内・市外													
6			半田市内・市外													
7			半田市内・市外													
8			半田市内・市外													
9			半田市内・市外													
10			半田市内・市外													
11			半田市内・市外													
12			半田市内・市外													
13			半田市内・市外													
14			半田市内・市外													
15			半田市内・市外													
16			半田市内・市外													
17			半田市内・市外													
18			半田市内・市外													
19			半田市内・市外													
20			半田市内・市外													

※武 豊さんは、市外在住のため、利用者高齢者数には含まれません。
 利用高齢者は、半田市内に住所を有する65歳以上の参加者を数えます。